

◆大館市の地域防災力を高めるために

第1節 防災体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 43 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の防災体制の整備	危機管理課、各課	
2 初動体制の強化	各課	
3 防災関係機関の防災体制の整備		各機関
4 防災をめぐる社会構造の変化と対応	危機管理課	市民、自主防災組織
5 減災対策の推進	危機管理課、各課	

1 市の防災体制の整備

地震災害対策編 43 ページに準ずる。

2 初動体制の強化

地震災害対策編 44 ページのとおり。

3 防災関係機関の防災体制の整備

地震災害対策編 44 ページのとおり。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

地震災害対策編 44 ページのとおり。

5 減災対策の推進

地震災害対策編 45 ページのとおり。

第2節 自主防災力を活かした 防災への取り組み

《計画の方針》

地震災害対策編 46 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 自主防災組織の育成	消防本部	県、市民、自主防災組織
2 事業所の自衛消防組織	消防本部	事業所
3 各機関等との連携	消防本部	市民、自主防災組織、事業所、消防団、各機関

1 自主防災組織の育成

地震災害対策編 46 ページのとおり。

2 事業所の自衛消防組織

地震災害対策編 49 ページのとおり。

3 各機関等との連携

地震災害対策編 50 ページのとおり。

第3節 企業防災の促進

《計画の方針》

地震災害対策編 52 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 企業の役割	危機管理課	企業（事業所）
2 企業への支援	危機管理課、消防本部	企業（事業所）

1 企業の役割

地震災害対策編 52 ページに準ずる。

2 企業への支援

地震災害対策編 53 ページのとおり。

第4節 防災知識の普及啓発

《計画の方針》

地震災害対策編 54 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 各主体の防災教育	危機管理課、消防本部、各課	各機関
2 市民に対する防災知識の普及	危機管理課、消防本部	市民、各機関
3 防災に関する意識調査	危機管理課	各機関
4 情報収集	危機管理課	各機関

1 各主体の防災教育

地震災害対策編 54 ページに準ずる。

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識普及の現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に普及啓発活動を実施している。

項目	名称	実施期間
雪害防止に関する事項		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1～7日
風水害予防に関する事項		6～9月
土砂災害に関する事項	土砂災害防止月間	6月1～30日
	崖崩れ防災週間	6月1～7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関する事項	水防月間	5月1～31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日

その他の災害に関する事項	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20～26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15～21日

■表 2 - 4 - 1 防災知識普及の現況

(2) 被災者に対する知識

地震災害対策編 56 ページに準ずる。

(3) 防災知識の普及

防災に関する知識を普及させるため、効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

① 普及の方法

ア 印刷物による普及

市危機管理課及び防災関係機関は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

イ 講習会等の開催

市危機管理課、消防本部及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を催す。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせる。

ウ 報道機関による普及

市危機管理課は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、市地域防災計画及び災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

エ その他のメディア等の活用

(ア) 防災に関するビデオ・フィルムの貸し出し

(イ) インターネット（市のホームページ）、SNS の活用

オ 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施して適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。

カ 出前講座での教育

出前講座を通して、防災知識の普及等を図る。

キ その他

県地震体験車等を活用し、防災意識の向上を図る。

② 普及すべき内容

ア 各種災害に関する知識

イ 市地域防災計画の概要

ウ 災害対策基本法及び関係法等の趣旨徹底

エ 行政機関、関係機関の連絡先

オ 安否情報の提供機関、手段

カ 自主防災組織と活動状況

キ 区域内の災害危険箇所

ク 過去の災害の紹介及び災害の教訓

ケ 災害発生時の心得

(ア) 災害情報の取得方法の確保

(イ) テレビ・ラジオ等による災害情報の収集

(ウ) 連絡方法の確保

(エ) 避難の時期、避難所等及び避難方法の確保

(オ) 非常食糧、水の備蓄（最低3日分）、身の回り品の準備及び貴重品の整理

(カ) 災害の態様に応じて取るべき手段、方法等

(キ) 急傾斜地危険箇所など、災害危険箇所の確認

(ク) 特別警報を受けたときの適切な行動

(4) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

地震災害対策編 59 ページのとおり。

3 防災に関する意識調査

地震災害対策編 59 ページに準じる。

4 情報収集

地震災害対策編 59 ページのとおり。

第5節 防災訓練

《計画の方針》

地震災害対策編 60 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防災訓練の実施	各課	各機関
2 総合防災訓練	危機管理課、消防本部、各課	各機関、市民、自主防災組織、事業所等
3 各関係機関等の訓練	危機管理課、消防本部	各機関
4 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練	危機管理課、消防本部	市民、自主防災組織、事業所

1 防災訓練の実施

地震災害対策編 60 ページに準ずる。

2 総合防災訓練

地震災害対策編 62 ページに準ずる。

3 各関係機関等の訓練

地震災害対策編 64 ページのとおり。

4 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

地震災害対策編 64 ページに準ずる。

第6節 ボランティア活動の推進

《計画の方針》

地震災害対策編 65 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害ボランティアの活動分野		県、日本赤十字社、市社会福祉協議会
2 災害ボランティア活動への支援	危機管理課、福祉課	県、日本赤十字社、市社会福祉協議会

1 災害ボランティアの活動分野

地震災害対策編 65 ページのとおり。

2 災害ボランティア活動への支援

地震災害対策編 66 ページに準じる。

第7節 広域応援体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 68 ページに準じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 相互応援体制の確立	危機管理課、 都市計画課	各機関
2 消防機関相互応援協定	消防本部	消防機関
3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	危機管理課、水道課	各機関
4 医療機関の広域応援体制	総合病院	県、医師会等

1 相互応援体制の確立

地震災害対策編 68 ページに準じる。

2 消防機関相互応援協定

地震災害対策編 70 ページに準じる。

3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

地震災害対策編 70 ページに準じる。

4 医療機関の広域応援体制

地震災害対策編 71 ページに準じる。

◆情報の流れを円滑にするために

第8節 情報連絡体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 72 ページに準じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 情報収集・伝達ルート の確立	危機管理課、消防本部	各機関
2 気象情報の収集	危機管理課	国、各機関
3 市職員の招集	危機管理課、消防本部	

1 情報収集・伝達ルートの確立

地震災害対策編 72 ページのとおり。

2 気象情報の収集

市及び各機関は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、次の各機関からの気象情報の早期収集に努める。

収集先	収集内容
国	1 「川の防災情報」等による河川情報の収集 2 秋田地方気象台の注意報・警報及び気象予報の収集
秋田県	1 「秋田県防災情報」による気象情報の収集 2 「秋田県河川砂防情報システム」による河川情報、雨量情報（砂防）、土砂災害警戒情報の収集
大館市	気象観測データの収集
民間	1 民間気象会社による気象予測情報収集 2 コンサルティングサービス
その他	その他関係機関の気象情報の収集

■表 2-8-1 気象情報の収集

3 市職員の招集

地震災害対策編 75 ページのとおり。

第9節 通信施設の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 76 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の通信施設の整備	総務課、危機管理課、 消防本部	
2 県が保有する通信施設		
3 警察無線施設		警察
4 一般加入電話		NTT 東日本、KDDI、 ソフトバンク
5 携帯電話		NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク
6 その他の通信施設	危機管理課	アマチュア無線ボランティア、タクソ 会社、企業等

1 市の通信施設の整備

地震災害対策編 76 ページに準ずる。

2 県が保有する通信施設

地震災害対策編 77 ページに準ずる。

3 警察無線施設

地震災害対策編 78 ページに準ずる。

4 一般加入電話

地震災害対策編 78 ページに準ずる。

5 携帯電話

地震災害対策編 78 ページに準ずる。

6 その他の通信施設

地震災害対策編 79 ページのとおり。

◆災害に強いまちをつくるために

第10節 防災都市づくりの推進

《計画の方針》

地震災害対策編 80 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 都市計画に基づく防災化	企画調整課、 都市計画課	
2 オープンスペースの整備	農林課、都市計画課	
3 延焼遮断帯の整備	土木課、都市計画課	東北地方整備局能代河川 国道事務所、北秋田地域 振興局
4 道路・橋梁等の整備	土木課	東北地方整備局能代河川 国道事務所、北秋田地域 振興局
5 河川等の整備	農林課、土木課、 都市計画課	東北地方整備局能代河川 国道事務所、北秋田地域 振興局

1 都市計画に基づく防災化

地震災害対策編 80 ページに準ずる。

2 オープンスペースの整備

地震災害対策編 81 ページのとおり。

3 延焼遮断帯の整備

地震災害対策編 82 ページのとおり。

4 道路・橋梁等の整備

地震災害対策編 82 ページに準ずる。

5 河川等の整備

市及び他の河川管理者は、河川管理施設等の点検や、風水害等による被害が懸

念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行い、被害防止に努める。

また、ため池等については、受益者の協力及び県の支援を得て、災害防止対策の整備を推進する。

第 1 1 節 火災の防止

《計画の方針》

地震災害対策編 84 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 一般家庭に対する指導	消防本部	市民
2 初期消火体制の確立	消防本部	自主防災組織、事業所、市民
3 火災予防の啓発	消防本部	事業所
4 火災の延焼拡大の防止	消防本部	自主防災組織
5 消防水利の整備	消防本部	
6 消防力の強化	消防本部、消防団	自主防災組織

1 一般家庭に対する指導

(1) 指導の現況

市消防本部は、消防力の充実強化と併せ市民に対する防火指導の普及を図りながら、火災の未然防止に努めている。

特に、平成 16 年 6 月に消防法が改正され、住宅火災での逃げ遅れによる死者の減少を目的として、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。市消防本部は、引き続き、住宅用火災報知器の設置の指導に努めるとともに、消火器、消火用バケツの備え付け、水のくみ置きなどについての指導に努める。

(2) 一般家庭への予防対策

① 出火の防止

市消防本部は、市民に対し、火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

＜一般家庭への防災指導事項＞

- 1 消火器、消火バケツ等消火器具類の普及
- 2 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底
- 3 火気使用場所の不燃化促進
- 4 カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進
- 5 灯油類危険物の安全管理の徹底
- 6 異常気象時の火気取扱制限

② 出火防止知識の普及方法

市消防本部は、各家庭における出火防止に関し、次の点について、その徹底を図る。

ア 春と秋の火災予防運動期間中、防火診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。

また、一人暮らしの高齢者世帯については、より具体的な指導を行う。

イ 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の徹底や消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、火災時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 初期消火体制の確立

地震災害対策編 85 ページに準ずる。

3 火災予防の啓発

地震災害対策編 86 ページに準ずる。

4 火災の延焼拡大の防止

地震災害対策編 88 ページに準ずる。

5 消防水利の整備

地震災害対策編 88 ページに準ずる。

6 消防力の強化

地震災害対策編 89 ページに準ずる。

第12節 水害対策

《計画の方針》

地震災害対策編 90 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ハザードマップ	危機管理課	
2 避難対策	危機管理課、福祉課、 消防本部	各施設管理者
3 河川施設	危機管理課、土木課、 都市計画課、消防本部	能代河川国道事務所、 北秋田地域振興局
4 ダム施設		北秋田地域振興局
5 ため池施設	農林課	北秋田地域振興局

1 ハザードマップ

市では、台風や豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、国や県によって作成された浸水想定区域図に基づき、米代川、長木川、下内川についてハザードマップ（洪水避難地図）を作成している。

市危機管理課は、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、ハザードマップ（防災マップ）を全戸配布するとともに市ホームページで公開し、また、各種研修会や出前講座などを通じ、その周知徹底を図る。

2 避難対策

（1）避難情報の発表・伝達と避難所等の周知

① 避難情報の発表基準

市危機管理課は、国や県によって公表されている避難判断水位に基づき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定・通知並びに避難行動の開始などに関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定する。

② 避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、市公用車へスピーカー・アンプ等の音響設備を整備するとともに、その高機能化などの促進を図る。

③ 避難場所及び避難所の周知

市危機管理課は、想定される洪水の被災を受けない避難場所及び避難所を

ハザードマップ（防災マップ）に掲載するとともに、市ホームページや必要に応じ広報紙へ掲載する。また、統一的な図記号等を利用した、分かり易い案内板などを設置し、市民に周知徹底を図る。

（２）避難行動要支援者が利用する施設からの避難体制の確保

① 避難行動要支援者施設における洪水予報等の伝達体制

市危機管理課は、水防法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（避難行動要支援者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達施設を定める（該当施設の名称及び所在地については、資料編を参照のこと）。

② 洪水予報等の伝達手段

市危機管理課は、洪水予報等を伝達する避難行動要支援者施設に対して直接、電話、FAX、または使送により洪水予報等を伝達する。

（３）集落等の孤立防止

市危機管理課は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区または集落の孤立を防止するために、迂回路や通信手段、生活必需品等の備蓄など必要な事項を定める。

◎本章第 25 節「孤立集落対策」参照

（４）避難行動要支援者の避難支援

市福祉課は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するため、平成 22 年 4 月に「大館市災害時要援護者の避難支援計画」を作成している。

◎本章第 26 節「避難行動要支援者等の安全確保」参照

（５）訓練の実施

市危機管理課及び消防本部は、市職員、医療機関、町内会等・自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制及び必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる活動体制の整備を図る。

3 河川施設

（１）河川の現況

市内を流れる主な河川としては、米代川、長木川、下内川、犀川、早口川、岩瀬川がある。各河川にはそれぞれ多くの支流があり、山地を浸食、開析して谷を作り、盆地内部に広い平坦地を形成している。

(2) 河川施設の整備

ア 市土木課は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については風水害を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に整備等を要望しその早期実現を期する。

イ 県は、ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。

◆水防倉庫所在一覧表

(資料 24-5)

◆ハザードマップ

(資料 25-12)

(3) 重要水防箇所の巡視

本市には、重要水防箇所が 101 箇所指定されている。(平成 26 年度現在)

大雨等の際には、米代川については国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所及び北秋田地域振興局建設部、県管理河川については北秋田地域振興局建設部と連絡を取り、消防本部及び消防団の協力を得て重要水防箇所を重点に巡視し、安全管理に努める。

◆重要水防箇所一覧表

(資料 24-2)

(4) 水防資機材の整備

市消防本部は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。

(5) 排水施設の整備

ア 市土木課及び都市計画課は、短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

イ 市都市計画課は、大規模宅地開発においては宅地開発指導要綱等により調整池等を設けて雨水対策に万全を期す。

(6) 洪水予報システムの活用

県は、台風・豪雨等における雨量及び河川水位などのデータを関係機関に対し、迅速・的確に伝達するための洪水予報システムを整備している。

市は、県が整備している洪水予報システムの活用を図る。

4 ダム施設

地震災害対策編 91 ページに準ずる。

5 ため池施設

地震災害対策編 91 ページに準ずる。

第13節 土砂災害の防止

《計画の方針》

地震災害対策編 93 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 危険箇所の調査把握	危機管理課、農林課、 土木課、消防本部	北秋田地域振興局
2 土砂災害警戒情報	危機管理課	県、秋田地方気象台
3 警戒避難体制の整備	危機管理課	
4 災害危険区域からの住 宅移転	危機管理課、都市計画課	
5 造成地の予防対策	都市計画課	
6 土地利用の適正化	危機管理課、土木課、 都市計画課	北秋田地域振興局
7 地盤情報の収集と活用	危機管理課、都市計画課	
8 連絡調整体制の整備	危機管理課、土木課	北秋田地域振興局、 各機関

1 危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域

① 現況

地震災害対策編 93 ページのとおり。

② 予防対策

市危機管理課は、県による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、次の対策を実施する。

ア 警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難所、避難訓練の実施、救助等）を定める。

イ 円滑な警戒避難に必要な事項を市民に周知するよう努めるとともに、警戒区域内に避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、避難誘導を円滑に行うための情報伝達施設や連絡体制などを整備する。

ウ 土砂災害ハザードマップ（防災マップ）を作成し、区域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準並びに避難場所及び避難所を定めるとともに、広報紙や看板等の設置、市ホームページへの掲載、住民説明会の開催等により住民へ周知する。

(2) 地すべり

地震災害対策編 94 ページのとおり。

(3) 急傾斜地

地震災害対策編 95 ページに準ずる。

(4) 土石流

地震災害対策編 96 ページに準ずる。

(5) 山地災害

地震災害対策編 97 ページに準ずる。

(6) 雪崩

地震災害対策編 98 ページに準ずる。

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同し作成・発表する情報である。

(1) 土砂災害警戒情報の発表及び解除

土砂災害警戒情報は、秋田県と秋田地方気象台が共同して発表する情報であり、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し、発表及び解除される。

① 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測発表基準測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達したときに発表される。この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

② 解除基準

秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準解除基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときに解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにも関わらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所点検

結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえで警戒を解除できる。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合は、北秋田地域振興局から市に電話により伝達されるとともに、秋田県総合防災情報システムにより、秋田県総合防災課から市及び消防本部に伝達される。

予兆現象の通報については、市民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

◆土砂災害警戒情報

(資料 17-3)

3 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を市民に提供するとともに、危険箇所には表示板等を設置し、市民への周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難に関する情報の周知

降雨量や警戒避難基準等については、ハザードマップなどを通じ、市民への周知を図る。災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

(3) 危険箇所の巡視・パトロール

土砂災害警戒情報が発表されたとき、または豪雨等により土砂災害の発生が予測されるときは、土砂災害危険箇所を重点的にパトロールし、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

(4) 避難情報の発令

大雨等による斜面の崩壊が予想される場合、秋田地方気象台と県が合同で発表する土砂災害警戒情報、個別の溪流や斜面の状況、気象情報、さらに県の河川砂防情報システムの雨量データ等により総合的に判断し、避難情報(避難準備情報・避難勧告・避難指示)を発令する。

また、次の予兆現象が確認された場合は、住民の自主避難を指導する。

地すべり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地面にひび割れができる。 2 沢や井戸の水が濁る。 3 斜面から水が噴出する。 4 樹木が傾く。 5 地鳴り、山鳴りがする。
崖崩れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 崖からの湧き水が濁る、止まる、湧き出す。 2 崖に亀裂が入る。 3 小石がパラパラと転がり落ちる。 4 地鳴りがする。
土石流	<ol style="list-style-type: none"> 1 山鳴り、地鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 3 川の水が濁る。流木が混ざり始める。 4 腐った土のにおいがする。

■表 2 - 13 - 1 地すべり等の予兆現象

(5) 予報、警報及び避難情報の市民への伝達

予報、警報及び避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）は、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制を取るよう指導する。

市は、市民に対して広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、避難行動要支援者には十分に配慮する。

(6) 市民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生する恐れ、または発生したときの市民の自主的避難の方法等について、広報おおだてを始め、あらゆる機会を通じて指導する。

避難の方法については、溪流を渡らない、崖付近は避けるなど、安全な避難方法を市民に周知する。

(7) 避難の場所

土石流、崖崩れ、地すべり等によって被害を受ける恐れのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所を避難所に指定する。

4 災害危険区域からの住宅移転

地震災害対策編 100 ページのとおり。

5 造成地の予防対策

(1) 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原

則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

6 土地利用の適正化

地震災害対策編 100 ページのとおり。

7 地盤情報の収集と活用

地震災害対策編 101 ページのとおり。

8 連絡調整体制の整備

地震災害対策編 101 ページのとおり。

第14節 風害の予防

《計画の方針》

市は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して、建物の補強など臨機応変の措置を講じ、風害の予防を図る。また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防及び日本海低気圧からのびる寒冷前線通過による局地的な突風や竜巻等の被害防止に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 風害の種類		
2 予防対策	危機管理課、農林課、 教育委員会、消防本部	各施設管理者、市民等

1 風害の種類

(1) 台風

市の地域周辺に来襲する台風は、年に数回程度であり、本市に被害をもたらす台風の多くは、玄界灘から日本海に抜けて速度を上げながら北北東に進路をとり、北東北や北海道に接近または上陸する台風である。

近年の地球温暖化の進行により台風の発生数は減少するといわれているが、これに相反して大型台風の増加が予想されている。

また、上面海水温は日本海においても上昇しており、これがさらに上昇し続けると、日本海に抜けた台風は勢力を維持したまま本市に接近または上陸する最悪のシナリオが予想される。

(2) 日本海低気圧

春・秋の季節の変わり目において、日本海を急速に発達しながら接近・通過する、いわゆる「日本海低気圧」が台風クラスに発達し、住宅の損壊、停電などの被害が多く発生している。

(3) 竜巻

本市における竜巻の発生頻度は少ない。竜巻の発生は、強い寒冷前線の通過と地形が相乗的に組み合わさったときとされている。県内では、主に海岸沿いに発生しており、時には竜巻特有の狭い範囲で住家の全壊などの被害が発生している。

(4) フェーン現象

台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、または南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下ろすフェーン現象は、建物火災や林野火災の発生原因の一つである。

(5) 塩害

台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し、絶縁破壊による停電が発生する。

2 予防対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

① 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平常時からテレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地域の気象台から発表される。

② 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難することが大切である。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心掛け、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近付き、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓やカーテンを閉める。

(イ) 大きな窓ガラスの下や周囲には近付かない。

(ウ) 家の1階の窓の無い部屋に移動する。

(エ) 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る。

ウ 発生時に屋外に居る場合

(ア) 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない。

- (イ) 建物のシャッターを閉める。
- (ウ) 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近付かない。

(2) 監視・情報収集体制の整備

① 監視体勢

台風の接近や上陸予想、または発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防本部、関係機関などと連携した監視体勢に入る。

② 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急対策を実施する。

(3) 竜巻等突風情報の伝達

市は、県内に竜巻注意情報が発表された場合、気象庁ホームページ等で市域が危険かどうか判断し、危険と判断したときは、市民に対し安全な建物等への回避行動を促すため、登録制メールにより注意喚起情報を伝達する。

(4) 各機関における対策

① 市及び各機関

ア 風に強い森林を作るため、杉人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。

イ 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。

ウ 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。

(ア) 車両による火災予防の広報、または査察等を実施し防災意識の高揚を図る。

(イ) 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。

(ウ) 消防資機材及び消防水利の点検を実施する。

(エ) 消防団員は分団区域の警戒を実施する。

エ 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

② 学校等の管理者

学校等の管理者は校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止または集団下校等の安全措置を実施する。

③ 地域住民等

ア 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。

- (ア) はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - (イ) 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - (ウ) 建物周辺の倒れる恐れのある立木は、枝下ろしをする。
 - (エ) 看板等、風に飛ばされやすいものは、あらかじめ取り外すか、または固くしばるなどの装置を講じる
 - (オ) 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える。
 - (カ) 必要により避難の準備をする。
- イ 台風が襲来する恐れがある場合は、登山などを見合わせさせるとともに、常日ごろからラジオを携行するよう指導する。

第15節 雪害の予防

《計画の方針》

市及び防災関係各機関は、雪害及び融雪期における防災業務の障害を克服するため、情報の収集及び広報活動の徹底を図る。

また、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、一人暮らし高齢者などの避難行動要支援者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 冬期交通の確保	土木課	各道路管理者、警察
2 雪崩防止対策	危機管理課、農林課、 土木課	各施設管理者
3 孤立集落対策	危機管理課	北秋田地域振興局
4 生活安全対策	農林課、土木課、 消防本部	北秋田地域振興局、 市民
5 除排雪支援体制の整備	総務課、危機管理課、 福祉課、長寿課、消防本部	市社会福祉協議会、 自主防災組織
6 雪捨て場等の確保	土木課	
7 農林業対策	農林課	北秋田地域振興局
8 文教対策	教育委員会	県教育委員会

1 冬期交通の確保

(1) 冬期交通の現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

(2) 実施期間

一般国道	直轄指定区間：能代河川国道事務所 指定区域外：北秋田地域振興局建設部
県道	北秋田地域振興局建設部
市道	市建設部土木課

(3) 幹線道路の確保

ア 除雪路線

市が行う除雪路線は、大館市除雪計画に基づいて行うものとする。

また、道路の除雪の稼働基準や作業時間帯等については、適宜見直し及び検討を行い、作業の効率化を図る。

なお、国道、県道の除雪については、各機関において計画的に行う。

イ 除雪体制

市は除雪を行うに当たっては、県及び関係機関、団体等との密接な連携を保って協力体制を整え、除雪作業の効率化を図るものとする。豪雪時には、除雪計画に掲げる除雪機械所有者より機械操作員、除雪機械の借上等により交通路線の緊急確保を図る。

ウ 豪雪災害時における除雪体制

「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領（秋田県建設交通部）」に基づき、指定された緊急確保路線の除雪を実施する。

（４）市街地の除排雪

市街地の除雪に当たっては、国、県、市及び関係機関団体は、雪捨て場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者及び市民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図るものとする。

（５）住民等への情報提供等

市は、広報紙やホームページ等により、市民が利用できる雪捨て場の現状の情報提供に努める。

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、報道等を通じて、県民に注意を喚起している。

（６）交通指導取り締まり

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、大館警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、交通指導取り締まりを実施する。

① 交通状況の把握

警察は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保に当たる。

② 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

③ 交通規制の実施

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の隣接県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(7) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限度にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。

(8) バス運行の確保

秋北バス(株)は、国、県、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

◆大館市除雪計画 (資料 9-1)

◆市町村雪害対策要綱作成例 (資料 9-2)

2 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の現況

市の雪崩危険箇所の指定場所は 153 箇所あり、特に大雪や融雪によって大きな雪崩が発生する恐れがある。このため過去に雪崩による住家の破壊、道路の途絶などの被害が無い地域でも警戒を必要とする。

また、豪雪時には、地すべり、急傾斜地崩壊危険地域においても警戒体制が必要である。

◆雪崩危険箇所 (資料 23-2)

◆雪崩の分類 (資料 23-4)

(2) 警戒・避難体制の確立

市及び関係機関は、市民へ雪崩危険箇所の周知と積雪情報を収集して市民等への提供等を実施する。

雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、ただちに警戒及び避難できる体制を確立する。

また、宿泊施設事業者は、雪崩から観光客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

(3) 雪崩防止施設の整備

市土木課及び農林課は、雪崩危険箇所については、所管ごとに雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

(4) 標識等の設置

各関係機関は、雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して、危険区域の立ち入りや通行を制限するなど被害の防止に努める。

(5) 雪崩危険箇所のパトロール

市土木課及び関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、状況の把握に努めるとともに積雪深 80 センチメートル以上になったとき、または大雪や融雪等のため雪崩の被害が予想される場合は、雪崩、崖崩れ、地すべり等危険地域の重点的監視と被害の防除に努める。

3 孤立集落対策

◎本章第 25 節「孤立集落対策」参照

4 生活安全対策

(1) 市民安全対策の現況

市及び関係各機関は、積雪時における市民の生活安全対策のため、積雪に係る事故の防止に努めている。

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に避難行動要支援者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応を取ることが必要である。そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

① 降雪前からの準備

- ア 地域の情報収集・伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災資機材の備蓄・管理

② 降雪期における対応

- ア 地域内の被害状況の情報収集
- イ 住民に対する防災情報の伝達
- ウ 救出救護の実施・協力
- エ 避難行動要支援者への支援
- オ 地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 人命及び建物被害の防止

市農林課、土木課及び消防本部は、積雪、雪崩等による人身事故及び建造

物の損壊を防止するため、次の事項の対策と指導を徹底する。

指導事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、雪崩及び落雪の危険地域に対する立ち入りや通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。 2 避難経路確保のための除雪を励行する。 3 道路の除雪等により排水溝をせき止めないよう留意する。 4 克雪住宅の普及のため、融資制度等による支援を行う。 5 屋根の雪処理中の事故防止を呼びかける。 6 住宅等において常に非常口を確保するよう呼びかける。 7 大館市雪みち計画の計画策定を推進し、避難路の確保など安全な生活空間づくりを図る。
市民の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 アーケード等建築物の管理者は屋根の雪下ろしを適期に実施する。 2 一人暮らし高齢者世帯等の要配慮者世帯の雪下ろし、除雪については、地域関係者及びボランティア等の協力を得て実施する。 3 木造老朽建物は降雪時に補強工事等の実施に努める。 4 避難経路の確保のため除雪を励行する。 5 新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努める。

(4) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及を図るため、広報おおだて及びホームページ、新聞、テレビ等を利用した効果的な広報を行い、意識の高揚に努める。

(5) 市民に対する情報提供体制の整備

広報おおだて及びホームページ、新聞等を利用した情報提供に努める。また、最新の知見による情報提供体制の構築を検討する。

(6) 空き家への対応

市は、積雪による倒壊等により周辺に被害を及ぼす恐れのある物件を把握し、積雪時に危険と考えられる空き家所有者に対しては、適正管理の指導を行う。

◆雪みち計画事業

(資料9-3)

5 除排雪支援体制の整備

(1) 市で実施している除排雪支援

- ア 豪雪時には「雪に関する110番」を市危機管理課内に設置し、窓口を一本化し各種問い合わせ（屋根の雪下ろし業者（登録者のみ）のあっせん、各種サービスの紹介、苦情処理など）等に対応している。
- イ 福祉課では、町内会や自治会などのボランティア団体に、小型除雪機（3台）の無料貸出を行っている。
- ウ 軽度生活援助として、長寿課では、市民税非課税の65歳以上の高齢者のみの世帯で、除雪が困難な世帯への支援（玄関前から道路までの除雪：30分当たり50円）を行っている。
- エ 間口除雪支援として、長寿課では、ボランティアで高齢者世帯などの間口除雪を行う町内会を対象に、費用を助成（1世帯当たり1シーズン6,300円）している。
- オ 総務課では、除雪ボランティア活動の保険料助成している。町内会が一斉除雪などの活動を実施する場合、危険を伴う作業をする特定の者の保険料を助成している。
- カ 消防本部における屋根の雪下ろし講習会の実施
- キ 報道機関の協力を得て、大雪に関する啓発や雪下ろしの際の注意事項を周知している。

(2) 大館市社会福祉協議会による除雪支援

- ① 小型除雪機の無料貸出
町内会やPTAなどの団体用として、8台を貸し出ししている。
- ② 除雪ボランティア
ひとり暮らし高齢者世帯等の避難行動要支援者を雪害から守るため、除雪ボランティアを編成し、積極的に活動している。

6 雪捨て場等の確保

一般開放用の雪捨て場として、大館地域5カ所、比内地域3カ所、田代地域6カ所の計14カ所を確保している。

7 農林業対策

(1) 農業対策の現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出る場合もある。

(2) 予防対策

市農林課は、積雪による農林業・畜産関係の被害を軽減するため、次の対策を促進するよう農業協同組合等に対して指導する。

- ① 農作物対策
 - ア 消雪対策
 - イ 樹木及び棚被害の防止
 - ウ 野ねずみ、カモシカ等による被害の防止
 - エ 病虫害の防除
- ② 農作業用施設
 - ア 施設の補修、補強の実施
 - イ 施設の屋根及び軒下の排雪
 - ウ 消雪パイプ及び流雪溝の設計推進
- ③ 畜産関係対策
 - ア 畜舎の保全管理
 - イ 越冬飼料の確保
 - ウ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
 - エ 草地の維持管理
 - オ 家畜疾病等の防止
- ④ 林業関係対策
 - ア 適正な間伐の実施

8 文教対策

(1) 文教対策の現況

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施している。

(2) 予防対策

- ① 連絡

系統的に一元化し、迅速、的確に行う。
- ② 火災予防
 - ア 暖房器具の給排気口の点検を行う。
 - イ 煙突接触部、残火の始末に留意する。
 - ウ 責任者による巡回を励行する。
 - エ 水源の確保と消火器材の整備点検をする。
 - オ 防火、防災思想の徹底を図る。
- ③ 危険防止
 - ア 積雪や落雪により避難口が、閉鎖されないよう留意する。

- イ 避難口を除雪する。
 - ウ 落雪危険箇所の標示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。
 - エ 集団下校には、必要に応じ引率者をつける。
 - オ 危険な場所は、遊びを禁止する。
 - カ 悪天候時における児童・生徒に対する休校措置を実施する。
 - キ 水槽等は標示する。
- ④ 通学路の確保
- 道路の除雪については、県や市土木課と連携を密にし、安全な通学路を確保する。
- ⑤ 学校施設等の保護
- ア 屋根の雪下ろしを励行する。特に木造体育館、老朽校舎に留意する。
 - イ 施設等の補強に努める。
 - ウ 水源、消火器の整備点検に努める。
- ⑥ 社会教育施設等の保護
- ア 防災施設の除雪を励行する。
 - イ 防災施設を補強する。
 - ウ 避難口の標示、除雪に努める。
 - エ 防災思想の普及、徹底を図る。
- ⑦ 社会体育施設等の保護
- ア プールの水の処置と除雪に努める。
 - (ア) プールは満水とする。
 - (イ) 適宜プール内面の氷割りに努める。
 - イ 防災施設の除雪を励行する。
 - ウ 防災施設を補強する。
 - エ 避難口の標示、除雪に努める。
 - オ 防災思想の普及、徹底を図る。
- ⑧ 文化財の保護
- ア 消防関係者との連携を図る。
 - イ 常時監視体制を確保する。
 - ウ 施設の除雪を励行する。
 - エ 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。
 - オ 文化財の修理、補強に努める。
- ⑨ 冬山登山の指導
- ア 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。
 - イ 冬山登山の基礎訓練を実施する。
 - ウ 登山服装を点検する。
 - エ 登山届出を励行する。

第 16 節 建築物等の不燃化

《計画の方針》

既成市街地の建築物の不燃化は、防火地域及び準防火地域を重点に推進してきているが、さらに住宅密集地域等、火災危険地域の不燃化を図るため、両地域の見直しや、地域の特性を考慮した計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりのための効果的な施策の展開を図っていく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防災上重要な建築物の強化	都市計画課、各課	各施設管理者
2 住宅・建築物の災害予防	危機管理課、都市計画課、消防本部	各施設管理者

1 防災上重要な建築物の強化

地震災害対策編 102 ページに準じる。

2 住宅・建築物の災害予防

(1) 住宅・建築物の現況

建築関係法令等の順守の徹底により、近年の住宅・建築物の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の規定の改正以前に建築されたものについては、現行の耐震基準に適合しないものが多く存在し、地震によって、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 建築物の耐火性の向上

市都市計画課及び消防本部は、建築物の新築・増改築に際して、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

① 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、査察を通じ指導するとともに、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

② 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度による指導

防火優良認定証及び防火自主点検済証の交付に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

③ 消防同意制度の活用

建築基準法及び消防法の規定による消防同意制度（建築許可または確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長または消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

（３）空き家等の災害対策

市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置を取るよう指導を行う。

第17節 道路・橋梁等の災害対策

《計画の方針》

市は、豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び施設の整備を計画的に実施するとともに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

また、橋梁においては、パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図るとともに、既設橋梁については、「大館市橋梁長寿命化修繕計画」（H24. 3月策定）に基づき、計画的に補修・補強の実施を進める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 道路・橋梁施設等の現況	土木課	
2 道路施設の整備	土木課、都市計画課	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
3 橋梁の整備	農林課、土木課	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 道路・橋梁施設等の現況

(1) 現況

市域における国、県、市が管理する道路は、平常時からの適切な維持・管理に努めるとともに、災害等に対処するための計画的整備が進められている。

風水害等による道路の被害は、落石崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、土石流等が予想される。

橋梁については、長寿命化を目的とする補修・補強の実施が必要なものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は地震災害対策編を参照のこと。

2 道路施設の整備

地震災害対策編 112 ページに準じる。

3 橋梁の整備

市農林課及び土木課は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障の無いよう、橋梁の点検や補強工事等の実施を徹底する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、点検結果に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

(1) 橋梁等の点検整備

① 日常点検の実施

市農林課及び土木課は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに、応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

② 橋梁の補修計画

市土木課は、「市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、整備の促進を図る。

第18節 農業災害対策

《計画の方針》

市は、ほ場整備等の農業施設設備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 農地及び農業用施設等の整備	農林課	北秋田地域振興局、土地改良区等
2 農地及び農業用施設等の災害予防対策	農林課	北秋田地域振興局、土地改良区等
3 農作物等の対策	農林課	

1 農地及び農業用施設等の整備

(1) 施設の現況

地震災害対策編 115 ページのとおり。

(2) 予防対策

市農林課は、老朽化した頭首工、樋門、揚水機場、水路等の用排水施設の整備促進を図るとともに農地及び農業用施設の改良や改善の指導を行う。

2 農地及び農業用施設等の災害予防対策

(1) 防災措置等

市農林課は、次のとおり農地、農業用施設等の災害予防対策を推進する。

ア 農地、農業用施設等の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策及び降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生未然防止を図る。

イ 風水害予防対策

(ア) 暴風網、防風林等の設置

(イ) 支柱の設置及び棚の補修、補強等

- (ウ) ハウス等の補修、補強
- ウ 雪害予防対策
 - (ア) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除
 - (イ) 消雪パイプ、流雪溝等の設置
 - (ウ) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪
 - (エ) 支柱や筋交い等の補強、破損箇所の補修
 - (オ) 輸送事情の悪化及び凍結等による生産物の品質低下を防止するため、品質管理の指導と集出荷のための路線確保
 - (カ) 輸送事情等の悪化により飼料不足が発生しないよう、余裕のある備蓄の推進
- エ 霜害及び冷害予防対策
 - (ア) 被覆資材の活用による保温対策
 - (イ) スプリンクラー等による散水設備の設置
 - (ウ) 直接気温を上げるための重油等の燃焼
 - (エ) 計画的な水管理による適正水温の確保
 - (オ) 土づくり対策及び施肥の適正化による稲体の健全化
 - (カ) マルチ栽培等による地温の上昇
- オ 干害予防対策
 - (ア) 用水の計画的利用
 - (イ) スプリンクラー、うね間灌水施設等の整備
 - (ウ) 土壌改良等による土壌保水力の増加
 - (エ) 地表被覆による蒸発散防止

なお、林業等木材関係業者は、特に豪雨、台風時に河川近傍または溪流に接する林道等にある木材の集積に注意し、必要な場合には流木の安全地域への移動等流失被害の防止を図るとともに、流出による橋脚、堤防等の河川工作物等の被害を防止する。

災害時に関係機関の指示、勧告を受けた場合、または自主的に次のような方法によって適切な措置を講ずる。

- ア 警備要員、作業員等の待機または補強
- イ 係留索の増強、補強
- ウ 水面仮置木材の早期移動
- エ 積載木材の流出防止
- オ 関係機関への状況報告

3 農作物等の対策

(1) 農作物等の現況

農作物の豊凶は、気象条件によって大きく左右されるので、農業気象情報

の周知と予防対策に努めている。

(2) 予防対策

ア 農業気象情報の周知徹底

市農林課は、定期的に農業気象情報等（作況ニュース等を含む）を農業従事者等へ周知し、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、報道機関等の協力を得るなど速やかに伝達できる体制を確立し、予防対策の徹底を図る。

イ 農業技術指導等

市農林課は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

ウ 水害予防対策

病虫害の異常発生が予想されるので、防除体制の整備を図る。

エ 風害予防対策

(ア) 倒伏防止のための強稈性品種の導入

(イ) 落果防止剤の散布

オ 雪害予防対策

(ア) 果樹等の枝折れと樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施するとともに、大雪のときは共同による除排雪を実施する。

(イ) 野兎等被害防止のため、共同捕獲体制の整備、殺鼠剤、忌避剤の利用等を励行する。

カ 霜害及び冷害予防対策

(ア) 品種の適正配置による危険分散

(イ) 健苗育成による初期生育の促進

(ウ) 病虫害防除の徹底

第 19 節 上下水道施設の強化対策

《計画の方針》

地震災害対策編 117 ページに準じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 水道施設の整備	水道課	
2 応急体制の整備	危機管理課、水道課	
3 下水道施設の整備	下水道課	

1 水道施設の整備

地震災害対策編 117 ページに準じる。

2 応急体制の整備

地震災害対策編 118 ページに準じる。

3 下水道施設の整備

地震災害対策編 119 ページに準じる。

第20節 電力施設の強化対策

《計画の方針》

電力施設を台風、洪水、雷害、塩害等の災害から予防するため、平常時から施設の強化等を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 電力施設の予防対策		東北電力(株)

1 電力施設の予防対策

(1) 設備の強化及び保全

① 発電施設

- ア 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- イ 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- ウ 重点系統保護継電装置を強化する。

② 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- イ 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- エ 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

③ 通信設備

- ア 移動無線応援体制を強化する。
- イ 無停電電源及び予備電源を強化する。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生の恐れがある場合は、その直前に実施）する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、または総合的に実施する。
- イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第 2 1 節 L P ガス施設の強化対策

《計画の方針》

災害発生時におけるガス供給ラインを確保し、浸水防止対策、代替施設の確保及び系統のブロック化等を進めるなど、風水害による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 LPガス施設の予防対策		県、LPガス施設

1 LPガス施設の予防対策

(1) 設備の整備

構造設備については、ガス事業法、消防法、建築基準法及び日本ガス協会「ガス工作物技術基準、同解釈例」に基づき設計・施工する。

(2) 防災体制の強化

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに防災訓練を実施する。

第 2 2 節 電話施設の強化対策

《計画の方針》

災害発生時にも重要通信を確保できるよう、通信施設等においては、耐水、耐風、耐雪等の構造にするとともに、火災等に比較的弱い架空ケーブルは地下化を推進するなど、災害時に通信障害が発生しないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 一般加入電話		NTT 東日本、KDDI、ソフトバンク
2 携帯電話		NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク

1 一般加入電話

地震災害対策編 125 ページに準じる。

2 携帯電話

地震災害対策編 126 ページに準じる。

第23節 鉄道施設の強化対策

《計画の方針》

地震災害対策編 128 ページに準じる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 鉄道施設の現況		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
2 鉄道施設の予防対策		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅

1 鉄道施設の現況

地震災害対策編 128 ページに準じる。

2 鉄道施設の予防対策

(1) 施設の維持管理・補強措置

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取り替えなどの事業を推進する。

- ア 橋梁の維持補修
- イ 河川改修及び橋梁の改良
- ウ のり面、土留の維持補修
- エ 落石防止設備の強化
- オ 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- カ 駅舎等建物の維持補修
- キ 路線周辺の環境変化に応ずる災害予防の強化
- ク その他防災上必要な設備の改良

(2) 警戒体制の確立

台風及び強風時等における路線警戒体制を確立する。

(3) 防災訓練の実施

地震災害対策編 129 ページのとおり。

(4) 資機材の整備

地震災害対策編 129 ページのとおり。

(5) 情報連絡体制確保

地震災害対策編 129 ページに準じる。

(6) 安全確認手順等の社内体制の充実

地震災害対策編 129 ページに準じる。

◆災害による被害の発生を減らすために

第24節 安全避難の環境整備

《計画の方針》

地震災害対策編 138 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難情報の発令	危機管理課、消防本部	警察
2 避難誘導體制の整備	危機管理課、土木課、 消防本部、各課	警察、自主防災組織、 市民
3 避難所等の指定・整備	危機管理課、都市計画課	
4 避難所開設・運営体制の整備	危機管理課、健康課	
5 避難行動要支援者対策	危機管理課、福祉課、 消防本部	警察、自主防災組織、 社会福祉施設の管理者
6 避難所外避難者への支援	危機管理課、健康課	

1 避難情報の発令

地震災害対策編 138 ページに準ずる。

(1) 避難情報の種類

地震災害対策編 138 ページのとおり。

① 避難準備情報

地震災害対策編 138 ページのとおり。

② 避難勧告

地震災害対策編 139 ページのとおり。

③ 避難指示

地震災害対策編 139 ページのとおり。

④ 屋内での待機等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、屋内での待機等を指示する。

⑤ 避難解除

地震災害対策編 139 ページのとおり。

(2) 避難情報に付する事項

地震災害対策編 139 ページのとおり。

(3) 避難情報の伝達手段

地震災害対策編 139 ページのとおり。

(4) 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から避難させる。

2 避難誘導体制の整備

地震災害対策編 139 ページに準ずる。

3 避難所等の指定・整備

地震災害対策編 141 ページに準ずる。

4 避難所開設・運営体制の整備

地震災害対策編 144 ページに準ずる。

5 避難行動要支援者対策

地震災害対策編 144 ページに準ずる。

◎本章第 26 節「避難行動要支援者等の安全確保」参照

6 避難所外避難者への支援

地震災害対策編 145 ページのとおり。

第25節 孤立集落対策

《計画の方針》

市は、土砂災害や水害、雪崩等による孤立想定集落を把握し、孤立想定集落の予防対策として橋梁、通信施設など公共施設の改修、または防護対策、道路バイパスの整備、地すべりや雪崩発生危険箇所などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落については、生活状況の把握に努めるとともに、これらの実態を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 孤立想定集落の把握	危機管理課	
2 予防対策	危機管理課、土木課	北秋田地域振興局、NTT東日本、東北電力(株)等
3 孤立発生への備え	危機管理課	

1 孤立想定集落の把握

地震災害対策編 146 ページに準ずる。

2 予防対策

(1) 市民への周知

地震災害対策編 146 ページに準ずる。

(2) 交通路の確保

① 道路網の整備

市は、土砂災害や水害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定できる地区について、地すべり・崖崩れ防止や堤防強化などを実施し、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。

② 危険箇所の巡視

秋田地方気象台が「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」を発表するのは、大雨に伴う洪水や土砂災害発生の危険性が切迫している場合であるため、その際には危険箇所の巡視を行う。

また、大雪警報が発表されたときは、雪崩の発生を想定し、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。

③ 迂回路の確保

巡視により、土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、または土砂災害等が発生する恐れがある亀裂などを確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を実施するとともに、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

④ 孤立集落が確認された場合

迂回路が確保できない場合、さらに通信が被災し連絡手段が絶たれ集落の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、今後の連絡・支援体制を整備する。

(3) 通信手段等の整備

地震災害対策編 147 ページに準ずる。

(4) 電力の確保

地震災害対策編 147 ページのとおり。

(5) 協力・連携体制の整備

地震災害対策編 147 ページに準ずる。

3 孤立発生への備え

地震災害対策編 147 ページのとおり。

第26節 避難行動要支援者等の安全確保

《計画の方針》

地震災害対策編 148 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 福祉のまちづくり	危機管理課、福祉課、 関係各課	市民等
2 避難に関する配慮	危機管理課、福祉課	各施設管理者、自主防災 組織、民生・児童委員、 町内会等
3 社会福祉施設等にお ける対策	危機管理課、福祉課	各施設管理者、自主防災 組織、民生・児童委員 町内会等
4 在宅での避難行動や 避難生活の要支援者対 策	危機管理課、福祉課、 長寿課	自主防災組織、民生・児 童委員、町内会等
5 外国人及び旅行者等 の安全確保対策	危機管理課、企画調整課、 市民課、観光課	観光施設管理者等

1 福祉のまちづくり

地震災害対策編 149 ページに準ずる。

2 避難に関する配慮

地震災害対策編 150 ページに準ずる。

3 社会福祉施設等における対策

地震災害対策編 151 ページに準ずる。

4 在宅での避難行動や避難生活の要支援者対策

地震災害対策編 153 ページに準ずる。

5 外国人及び旅行者等の安全確保対策

地震災害対策編 156 ページに準ずる。

第27節 救急・救助体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 158 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 救急・救助体制の整備	消防本部	消防団
2 市民の自主救護能力向上等の推進	消防本部	市民、自主防災組織
3 応援体制の整備	消防本部	

1 救急・救助体制の整備

地震災害対策編 158 ページに準ずる。

2 市民の自主救護能力の向上等の推進

地震災害対策編 158 ページに準ずる。

3 応援体制の整備

地震災害対策編 159 ページに準ずる。

第28節 応急医療体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 160 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 初期医療体制の整備	健康課、消防本部、病院	医師会、日本赤十字社等
2 後方医療体制の整備	危機管理課、健康課、 消防本部、病院	医師会等
3 医薬品の確保	病院	医師会、薬剤師会等
4 広域的救護活動	健康課、病院	県、医師会等

1 初期医療体制の整備

地震災害対策編 160 ページに準ずる。

2 後方医療体制の整備

地震災害対策編 161 ページに準ずる。

3 医薬品の確保

地震災害対策編 163 ページに準ずる。

4 広域的救護活動

地震災害対策編 164 ページに準ずる。

第 29 節 緊急輸送の環境整備

《計画の方針》

地震災害対策編 165 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 陸上輸送の環境整備	危機管理課、土木課	各道路管理者、警察、バス運送機関、県トラック協会
2 航空輸送の環境整備	危機管理課、消防本部	県

1 陸上輸送の環境整備

地震災害対策編 165 ページに準ずる。

2 航空輸送の環境整備

地震災害対策編 167 ページに準ずる。

第30節 給水体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 169 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 給水目標	水道課	
2 飲料水等の確保	危機管理課、水道課	事業所
3 応急給水資機材の整備	水道課	
4 応援協力体制の整備	水道課	

1 給水目標

地震災害対策編 169 ページに準ずる。

2 飲料水等の確保

地震災害対策編 169 ページのとおり。

3 応急給水資機材の整備

地震災害対策編 170 ページに準ずる。

4 応援協力体制の整備

地震災害対策編 170 ページのとおり。

第31節 食糧・生活必需品の確保

《計画の方針》

地震災害対策編 171 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 備蓄の推進	危機管理課	市民、流通業者
2 公的備蓄品の整備目標	危機管理課	県、市民
3 備蓄庫等の整備	危機管理課	
4 緊急調達体制の整備	危機管理課	日本赤十字社、流通業者
5 防災用資機材の整備	危機管理課	自主防災組織

1 備蓄の推進

地震災害対策編 171 ページのとおり。

2 公的備蓄品の整備目標

地震災害対策編 172 ページのとおり。

3 備蓄庫等の整備

地震災害対策編 173 ページのとおり。

4 緊急調達体制の整備

地震災害対策編 173 ページのとおり。

5 防災用資機材の整備

地震災害対策編 174 ページに準ずる。

第 3 2 節 廃棄物処理体制の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 175 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ごみ処理体制の整備	環境課	
2 し尿処理体制の整備	危機管理課、環境課	

1 ごみ処理体制の整備

地震災害対策編 175 ページに準ずる。

2 し尿処理体制の整備

地震災害対策編 176 ページに準ずる。

第33節 学校等教育施設の 防災対策・防災教育

《計画の方針》

地震災害対策編 178 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防災体制の整備	教育委員会	各学校の施設管理者等
2 学校等教育施設の整備	危機管理課、都市計画課、 教育委員会	各学校の施設管理者等
3 防災教育・訓練の実施	教育委員会	各学校の施設管理者等
4 保育園等の防災体制の 整備等	子ども課	施設管理者等

1 防災体制の整備

地震災害対策編 178 ページに準ずる。

2 学校等教育施設の整備

(1) 施設の構造強化

学校等の設置者は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害に備えた施設・設備等の整備

地震災害対策編 179 ページのとおり。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

地震災害対策編 179 ページのとおり。

3 防災教育・訓練の実施

地震災害対策編 179 ページのとおり。

4 保育園等の防災体制の整備等

地震災害対策編 180 ページに準ずる。

第34節 公共施設等の防災対策

《計画の方針》

地震災害対策編 182 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の施設	各課	
2 その他公共施設等	各課	社会福祉施設等の管理者、医療機関

1 市の施設

市の施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その機能が発揮できるよう、保育園、小・中学校、高校、病院、消防署、公民館等、防災上重要な施設の施設管理者は点検・診断を行い、計画的に補強、改修及び建て替えなどを検討し、順次実施していく。

また、災害時における電源の確保等、施設の安全性や対応力を高めるよう努める。

さらに、災害による行政情報の喪失を回避するため、税関係のシステムや住民基本台帳等について、磁気媒体等にバックアップデータを作成し、保管場所の分散化を図る。

2 その他公共施設等

地震災害対策編 182 ページに準ずる。

第35節 文化財の災害予防

《計画の方針》

地震災害対策編 184 ページに準ずる。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 指定文化財への対策	教育委員会	文化財の各管理者
2 施設ごとの予防対策	教育委員会	文化財の各管理者
3 古文書等歴史資料	教育委員会	文化財の各管理者

1 指定文化財への対策

地震災害対策編 184 ページに準ずる。

2 施設ごとの予防対策

地震災害対策編 185 ページに準ずる。

3 古文書等歴史資料

地震災害対策編 186 ページのとおり。

◆計画的に防災事業を進めるために

第36節 指定防災拠点等の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 192 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 指定防災拠点等の整備	危機管理課、都市計画課	

1 指定防災拠点等の整備

地震災害対策編 192 ページに準ずる。

第37節 広域防災拠点等の整備

《計画の方針》

地震災害対策編 194 ページのとおり。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 県による広域防災拠点の指定等		県
2 広域防災拠点への後方支援等	危機管理課	県

1 県による広域防災拠点の指定等

地震災害対策編 194 ページのとおり。

2 広域防災拠点への後方支援等

地震災害対策編 195 ページのとおり。